

裁判員制度の導入

— 弁護士は何を準備すべきか —

司法改革推進センター副委員長

山内 雅哉

5月21日、「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」（裁判員法）が成立し、裁判員制度の導入が決まった。

裁判員制度は、国民の中から選任された裁判員の刑事訴訟手続への関与が、司法に対する国民の理解の増進とその信頼向上に資する（1条）との趣旨に基づき、重大事件を対象に、裁判官と裁判員の合議によって事実の認定や刑の量定を行なうもので（6条）、今次の司法改革の目玉といわれてきたものである。

この法律では、裁判員制度の骨格が定められ

ただで、手続の詳細については最高裁規則等に委ねられており、現在、その規則等の整備が進められているところである。施行日は「公布の日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日」とされている。

裁判員制度は、これまでの刑事裁判手続とは大きく異なる点があり、その導入までの間に、われわれ弁護士はこの法律の内容及び手続を理解すると共に、同制度に向けた法廷技術等を修得しておく必要がある。

*条文は特に明記しない限り裁判員の参加する刑事裁判に関する法律

裁判員制度の概要

■対象事件

裁判員制度の対象事件は、①死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪及び②法定合議事件で、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪にかかるもの（2条1項）とされ、重大事件のみを対象としている。

ただし、裁判員候補者・裁判員等への加害の告知など一定の事情により、その生命、身体若しくは財産に危害が加えられるおそれがあり、そのため裁判員等の出頭を確保することが困難な状況にあるような場合には、検察官、被告人・弁護人の請求により又は職権で対象事件から除外することができる（3条）。

■合議体の構成

合議体は、原則として裁判官3人、裁判員6人である（2条2項）。ただし、公判前整理手続において、公訴事実と争いがなく、事案の内容その他の事情を考慮して適当と認められるものについて、検察官、被告人・弁護人に異議がない場合は、裁判官1人、裁判員4人の合議体とすることができるものとされている（2条3項）。

■裁判員・補充裁判員の資格と選任手続

裁判員は、衆議院議員の選挙権を有する者の中から（13条）、無作為抽出により作成された裁判員候補者予定者名簿（22条）をもとに、事件ごとに必要な数の候補者を選任のための期日に呼び出し（27条）、欠格事由（14条）、就職禁止事由（15条）、不適格事由（17、18条）に該当する者や、辞退事由（16条）に該当し、かつ辞退の申出をした者を除外した上、除外されなかった者の中からくじなどの方法で選任される（37条）。この選任手続は非公開で行なわれる（33条）。

裁判長は、裁判員候補者に対し、上記事由の有無の判断に必要な質問ができ（34条）、あらかじめ質問票を送付することもできるが（30条）、検察官・弁護人は、裁判員選任手続期日の日にしか質問票に対する回答の写しを閲覧することができない（31条2項）。

■公判前整理手続

裁判員が事件及び審理の内容を十分理解し、心証形成がしやすいようにし、かつ、その負担を考慮して公判の連日的開廷を実現するためには、事前に争点を明

確化し、集中的に証拠調べを実施する必要がある。そこで、裁判員制度の対象事件では、第1回公判期日前の公判前整理手続が必要的なものとされている（49条）。この手続において、争点整理と審理計画の策定が行なわれる（詳しくは、本誌P.46 竹之内明「刑事訴訟法の改正—公判前整理手続と証拠開示—」参照）。

■公判手続

裁判員に訴訟記録の読み込みを求めることは無理であり、審理は口頭主義・直接主義を徹底しなければならない。

裁判員法は、裁判官、検察官及び弁護士に対し、裁判員の負担が過重なものとならないようにしつつ、裁判員がその職責を十分に果たすことができるよう審理を迅速でわかりやすいものとするよう努めるよう要求している（51条）。そして、改正刑法は、審理に2日以上要する事件については、できる限り連日開廷し、継続して審理を行わなければならないものとした（刑法281条の6）。

■評議・評決

評議は、裁判官及び裁判員が行ない、裁判員は意見を述べなければならない（66条1、2項）。そして裁判長は、裁判員に対して必要な法令に関する説明を行ない、その発言の機会を十分設けるなどの配慮をしなければならない（66条5項）。

評決は、合議体の員数の過半数で決するが、裁判官及び裁判員の各1名以上の賛成が必要である（67条）。

■罰則

裁判員法は、裁判員等に対する請託行為（77条）、裁判員を威迫する行為（78条）、裁判員候補者の氏名等の漏示行為（80条）を処罰の対象としている。

また、裁判員候補者については、質問票に対する虚偽記載や質問に対する虚偽陳述（81条）、期日への不出頭（83条）が、裁判員については、期日への不出頭（83条）や評議の秘密など職務上知り得た秘密の漏示（79条）が罰則の対象となっている。

弁護士の対応

この裁判員制度については、前述のとおり未だ細則が定められておらず、その全容が明らかになっているわけではないが、われわれ弁護士としても、今のうちからこの制度に対応すべく準備を心がけておく必要がある。

■連日的開廷への対応

裁判員制度では、公判期日が連日的開廷で集中的に入り、期日の合間の訴訟準備も極めて限られた時間となる可能性があることから、弁護士としてはこれに対応可能な事務所体制や弁護体制を検討しておかなければならないであろう。

■テーマの早期明示

これまでの公判手続では、例えば、弁護士が証人尋問で何を聞き出そうとしているのかあらかじめ明示していなくとも、質問の内容からその意図が概ね関係者に理解され、検察官及び裁判官は注意深くその証人等の証言を聞くことができ、また、後日、証言内容を調

書で確認するということも可能であった。

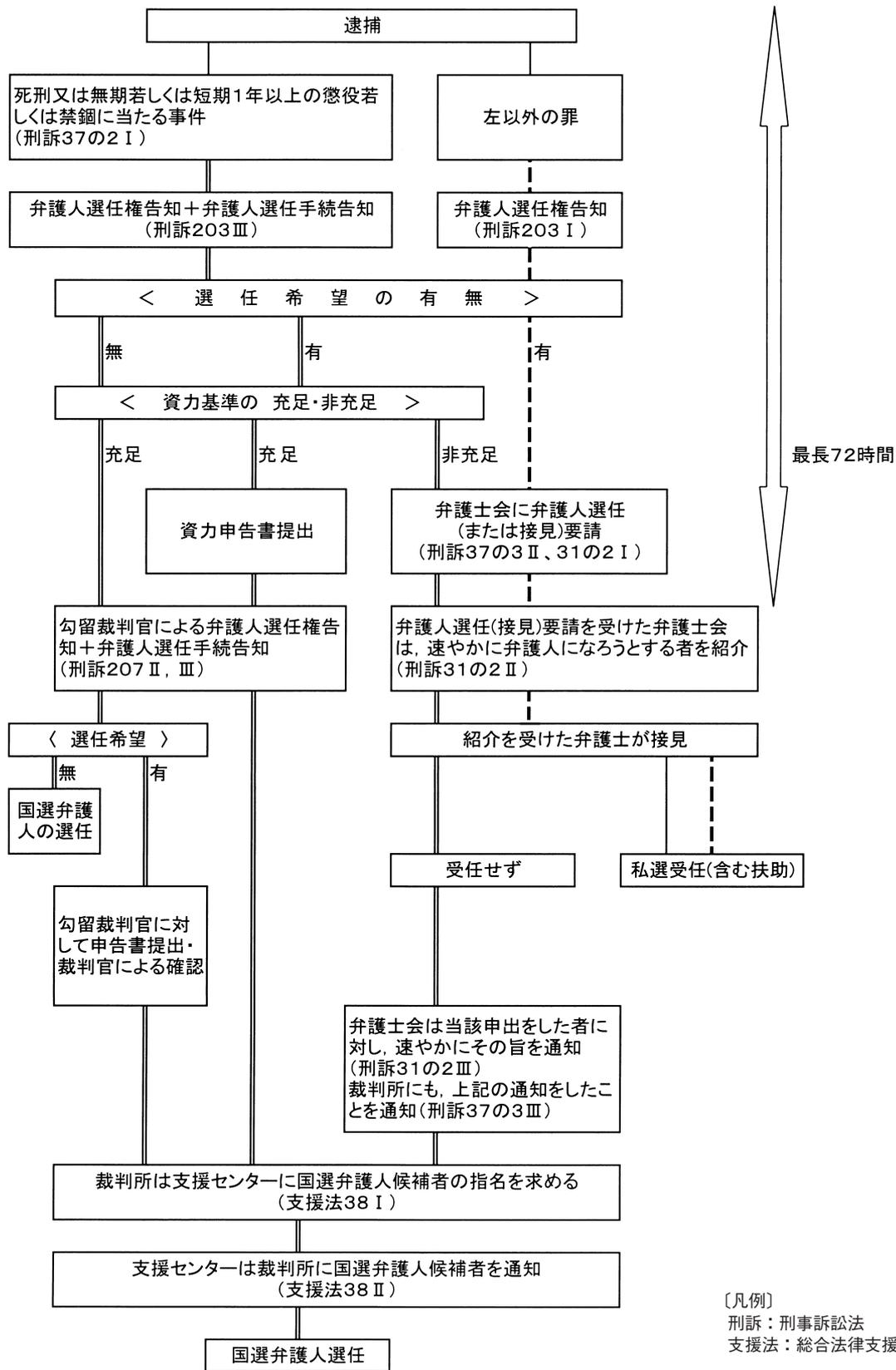
しかしながら、法律については素人である裁判員に対しては、事前に尋問のテーマ・問題意識を明らかにしておかなければ、尋問は消化不良となりかねない。弁護人の質問の意図を十分に理解できないまま終了し、弁論を聞いてはじめて問題点を理解したが、さて証人は法廷でどのような証言をしていたか印象がない、などというのでは裁判員を説得することは困難であろう。

■裁判員に対する説得の技術の修得

無罪の推定や「合理的な疑いを超えて」証明されなければならないといった点は、裁判員にわかりやすく説明することが要求される。裁判官の裁判員に対する説示の中で、法律的な専門用語についての説明はなされるであろうが、弁護士としても、法律用語を裁判員にわかりやすく説明しながら弁論をするなど、法律家でない裁判員に対する説得の技術を修得しておく必要がある。

資料 1

弁護人選任チャート

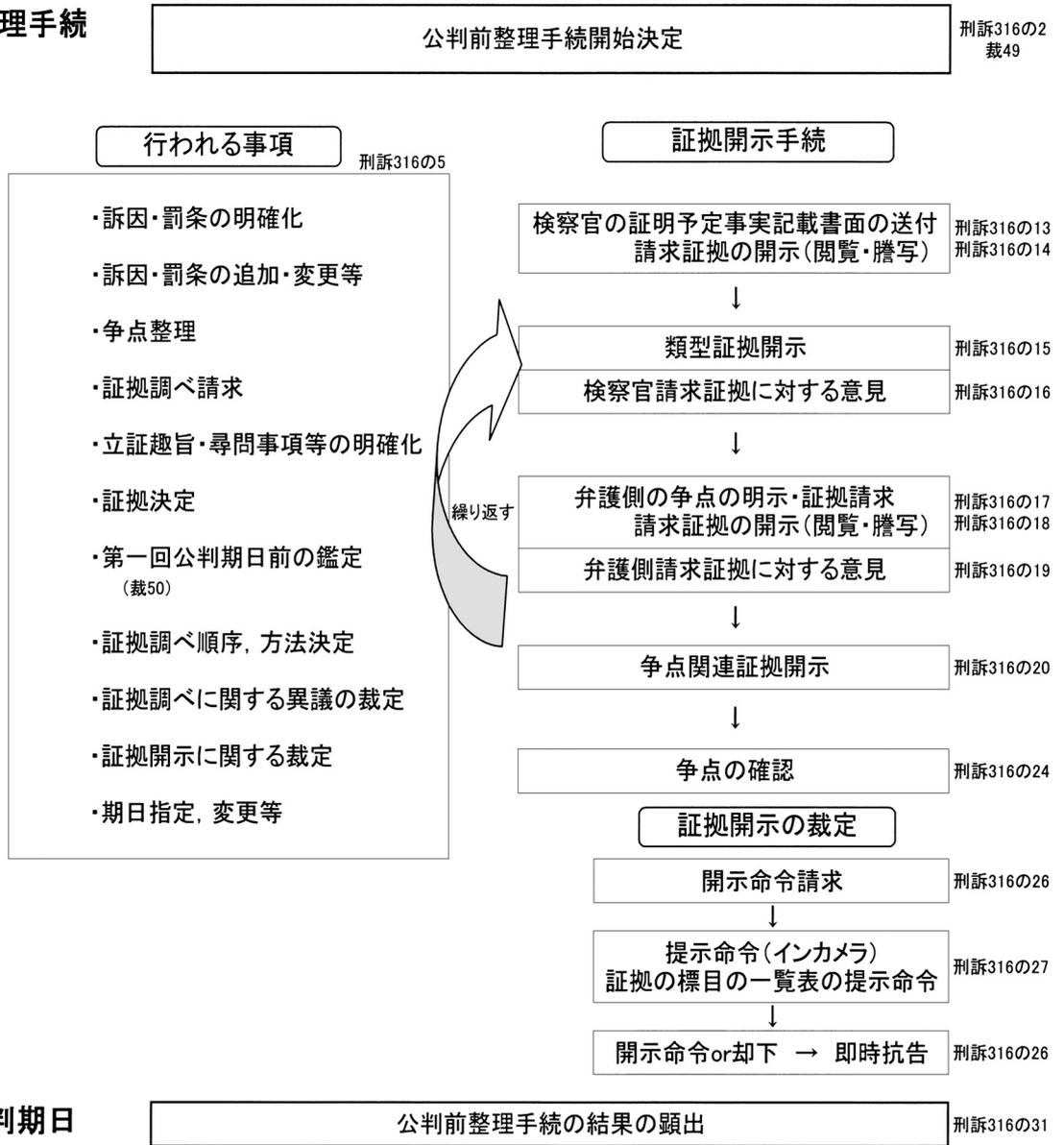


資料作成：日弁連司法改革調査室前囑託 設案あづさ

裁判員裁判の流れ—公判前整理手続

起訴

公判前整理手続



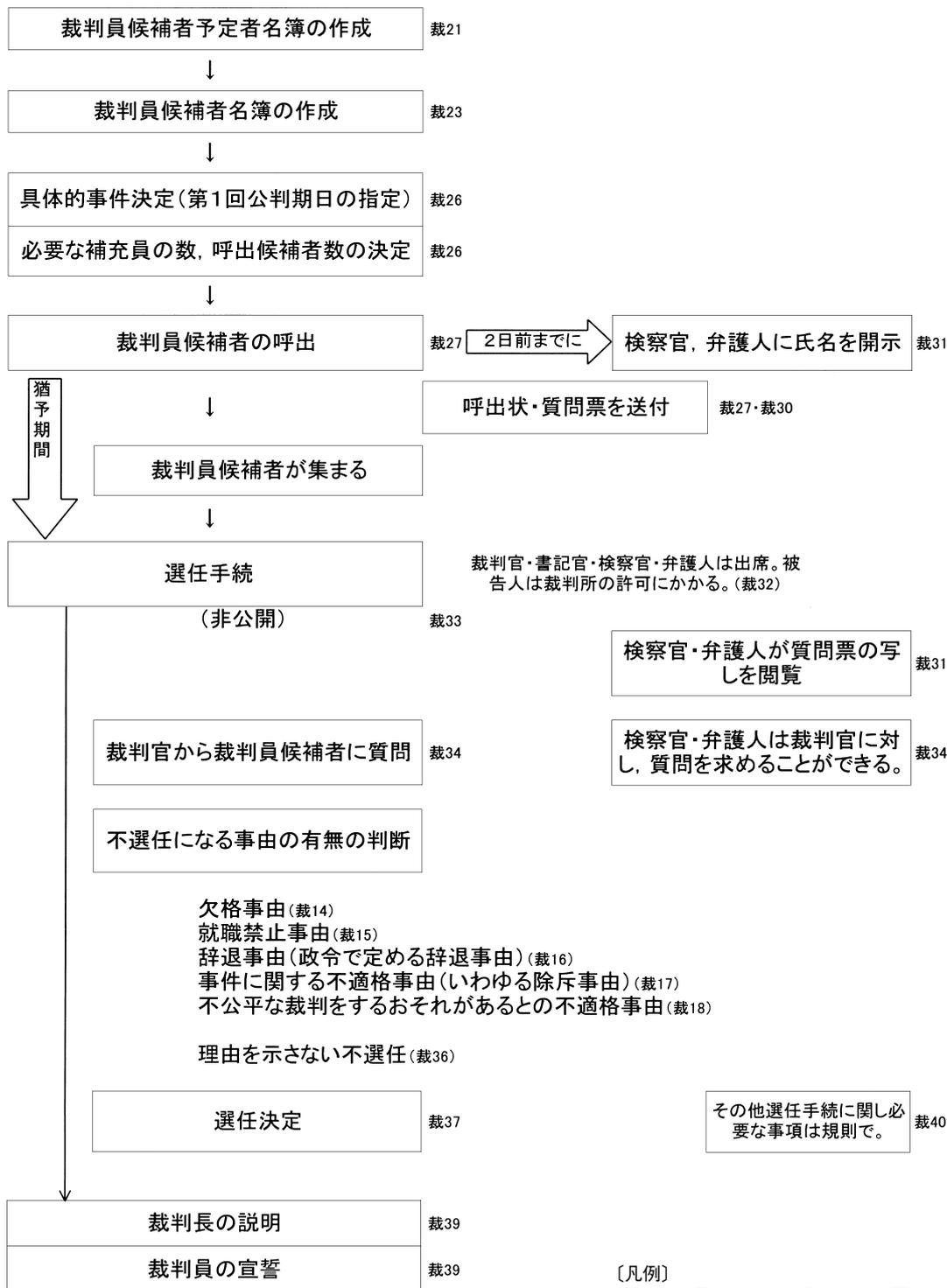
〔凡例〕

裁：裁判員の参加する刑事裁判に関する法律
刑訴：刑事訴訟法

資料作成：日弁連司法改革調査室囑託 工藤美香

資料3

裁判員裁判の流れ—裁判員選定手続

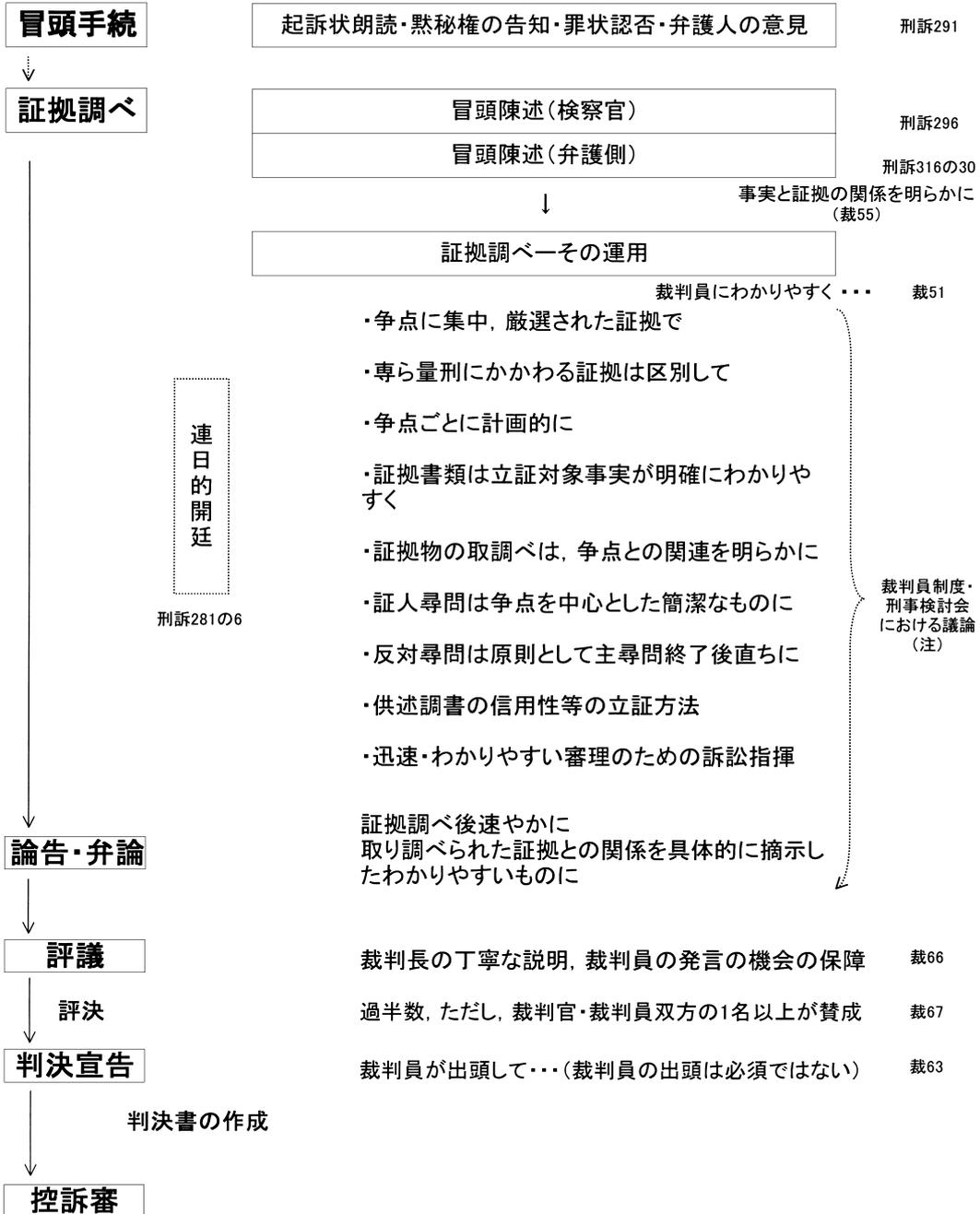


〔凡例〕
裁：裁判員の参加する刑事裁判に関する法律

資料作成：日弁連司法改革調査室嘱託 工藤美香

資料4

裁判員裁判の流れ—公判から判決まで



[凡例]

裁：裁判員の参加する刑事裁判に関する法律
刑訴：刑事訴訟法

(注)

裁判員制度・刑事検討会第13回配布資料

資料作成：日弁連司法改革調査室囑託 工藤美香